

〔別紙〕

様式1

事業報告書

(自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人森眼科内科医院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 特定医療法人
 出資額限度法人 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 長崎県諫早市八坂町5番3号

(3) 設立認可年月日 平成 元年 7月 21日

(4) 設立登記年月日 平成 元年 8月 2日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	森眼科内科医院	長崎県諫早市八坂町5番3号	一般病床 6床

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 9月 26日 令和3年度決算の決定

様式 3 - 4

法人名 医療法人 森眼科内科医院
 所在地 長崎県諫早市八坂町5番3号

※医療法人整理番号

貸借対照表
 (令和 4年 7月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	178,830	I 流動負債	11,209
II 固定資産	46,612	II 固定負債	83,663
1 有形固定資産	42,310	負債合計	94,872
2 無形固定資産		純資産の部	
3 その他の資産	4,302	科 目	金 額
		I 資本金	10,000
		II 資本剰余金	
		III 利益剰余金	120,570
		IV 評価・換算差額等	
		純資産合計	130,570
資産合計	225,442	負債・純資産合計	225,442

様式4-2

法人名 医療法人 森眼科内科医院
 所在地 長崎県諫早市八坂町5番3号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 8月 1日 至 令和 4年 7月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	217,117
2 事業費用	195,250
本来業務事業利益	21,867
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	21,867
II 事業外収益	6,056
III 事業外費用	922
経常利益	27,001
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	27,001
法人税等	6,860
当期純利益	20,141

様式 2

法人名 医療法人 森眼科内科医院
 所在地 長崎県諫早市八坂町5番3号

※医療法人整理番号

財 産 目 録
 令和 4 年 7 月 31 日現在

1. 資 産 額 225,442 千円
 2. 負 債 額 94,872 千円
 3. 純 資 産 額 130,570 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	178,830
B 固 定 資 産	46,612
C 資 産 合 計 (A+B)	225,442
D 負 債 合 計	94,872
E 純 資 産 (C-D)	130,570

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式5

監 事 監 査 報 告 書

医療法人森眼科内科医院
理事長 森 晋次 殿

私は、医療法人森眼科内科医院の令和4年度会計年度（令和3年8月1日から令和4年7月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年 9月26日

医療法人 森眼科内科医院

監事 森 瑞恵 印

